

大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する規則（案）

平成 年 月 日
規則第 号

（趣旨）

第1条 この規則は、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「法」という。）及び大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例（平成27年条例第75号。以下「条例」という。）の施行に関し、国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号）及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成26年厚生労働省令第33号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（特定認定申請）

第2条 法第13条第2項に規定する申請書は、別記第1号様式による。

（特定認定書の交付等）

第3条 区長は、法第13条第3項の規定により特定認定をしたときは、別記第2号様式による認定書を交付し、次に掲げる事項を記載した国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業台帳を作成する。

- （1） 施設の名称及び所在地
- （2） 認定事業者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名）及び電話番号その他の連絡先
- （3） 特定認定をした年月日及び番号
- （4） 法第13条第5項の規定による同条第2項第2号又は第3号に掲げる事項の変更の認定を受けた年月日及びその内容並びに同条第7項に規定する事項に係る変更の届出年月日及び変更事項
- （5） 事業の内容
- （6） 施設の構造設備の概要
- （7） 施設の各居室の床面積
- （8） 施設の各居室の設備及び器具の状況
- （9） 施設内の清潔保持の方法
- （10） 提供する外国人旅客の滞在に必要な役務の内容及び当該役務を提供するための体制
- （11） 施設のホームページアドレス

2 法第13条第3項の規定による特定認定をしない場合の通知は、別記第3号様式による。

（変更特定認定申請等）

第4条 法第13条第5項の規定による変更の認定の申請書は、別記第4号様式による。

2 区長は、法第13条第6項の規定により準用する同条第3項の規定による認定をしたときは、別記第5号様式による国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業変更認定書を交付するものとする。

(変更届等)

第5条 法第13条第7項の規定による変更の届書は、別記第6号様式による。

2 省令第16条の規定による廃止の届書は、別記第7号様式による。

(滞在者名簿)

第6条 認定事業者は、滞在者の氏名、住所、職業、連絡先、国籍、旅券番号及び滞在期間を記載した滞在者名簿を備え、3年以上保存するものとする。

(立入権の行使)

第7条 条例第3条第1項に定める立入調査等の際、現に滞在の用に供している施設の居室に立ち入るときは、あらかじめ、当該施設に係る認定事業者及び当該居室に滞在している者の承諾を得るものとする。

(立入調査員証)

第8条 条例第3条第2項の立入調査をする職員の身分を示す証明書は、別記第8号様式によるものとする。

(近隣住民の範囲)

第9条 条例第4条に規定する当該特定認定に係る事業計画の内容を周知する近隣住民とは、次に掲げる者とする。

(1) 当該特定認定を受けようとする事業で使用する施設の存する建物に他の施設が存する場合の当該他の施設の利用者

(2) 次のア又はイに掲げる建物(一方の建物の外壁から他方の建物の外壁までの水平距離が原則として20メートルを超えるものを除く。)の利用者

ア 当該特定認定を受けようとする事業で使用する施設の存する建物の敷地の境界線に接する敷地に存する建物の利用者

イ 当該特定認定を受けようとする事業で使用する施設の存する建物の敷地の境界線から道路、公園等の施設を挟んで隣接する建物の敷地の境界線までの水平距離が原則として10メートル以下である場合の当該建物の利用者

(近隣住民への周知)

第10条 条例第4条の規定による周知は、次に掲げる事項について書面により行うものとする。

(1) 特定認定を受けようとする者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

- (2) 施設の名称及び所在地
- (3) 近隣住民からの苦情等の窓口の連絡先(担当者名、所在地及び電話番号)
- (4) 廃棄物の処理方法
- (5) 火災等の緊急事態が生じた場合の対応方法

付 則

この規則は、平成 28 年 1 月 29 日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（宛先）大田区長

住 所

氏 名

連絡先 電話番号（ ）

（法人にあっては、その名称、事務所）
所在地及び代表者の氏名

特 定 認 定 申 請 書

国家戦略特別区域法第13条第1項の規定により、下記のとおり特定認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 その行おうとする事業の内容
- 4 施設の構造設備の概要並びに各居室の床面積、設備及び器具の状況
- 5 施設内の清潔保持の方法
- 6 提供する外国人旅客の滞在に必要な役務の内容及び当該役務を提供するための体制
- 7 施設のホームページアドレス

添付書類

- (1) 法人の場合は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書
個人の場合は、住民票の写し
- (2) 賃貸借契約及びこれに付随する契約に係る約款（外国語表記とその日本語訳）
- (3) 施設の構造設備を明らかにする図面
- (4) 滞在者名簿の様式
- (5) 施設を事業に使用するための権利を有することの証明書類
- (6) 近隣住民へ周知した書面及びどのように周知したかを記載した書面
- (7) 消防法令に定める手続を行ったことが確認できる書類

第2号様式（第3条関係）

第 号

特 定 認 定 書

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった下記の施設における事業については、国家戦略特別区域法第13条第3項の規定により特定認定します。

年 月 日

大田区長（氏 名） 印

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地

注1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大田区長に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3様式（第3条関係）

第 号

国家戦略特別区域法第13条による特定認定ができないことの通知書

申請者住所

氏名

年 月 日付けで申請のあった特定認定については、下記の理由により特定認定することができないので、通知します。

年 月 日

大田区長（氏 名） 印

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 理由

注1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大田区長に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）大田区長

住 所

氏 名

連絡先 電話番号（ ）

（法人にあつては、その名称、事務所）
所在地及び代表者の氏名

変 更 認 定 申 請 書

国家戦略特別区域法第13条第5項の規定により、下記のとおり変更の認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 特定認定の年月日
- 4 変更の内容

- 5 変更の理由

添付書類

特定認定申請書に添付した書類のうち、その内容に変更があったもの

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業変更認定書

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった下記の施設における事業の変更については、
国家戦略特別区域法第13条第6項の規定により認定します。

年 月 日

大田区長（氏 名） 印

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 変更した内容

注1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大田区長に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第6号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）大田区長

住 所

氏 名

連絡先 電話番号（ ）

（法人にあつては、その名称、事務所）
所在地及び代表者の氏名

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業変更届

下記のとおり国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の変更をしたので、国家戦略特別区域法第13条第7項の規定により届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 特定認定の年月日
- 3 変更の内容
新
旧
- 4 変更の理由
- 5 変更年月日

添付書類

特定認定申請書に添付した書類のうち、その内容に変更があったもの

第7号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）大田区長

住 所

氏 名

連絡先 電話番号（ ）

（法人にあつては、その名称、事務所）
所在地及び代表者の氏名

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業廃止届

下記のとおり国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の廃止をしたので、厚生労働省
関係国家戦略特別区域施行規則第16条の規定により届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 特定認定の年月日
- 3 廃止の理由
- 4 廃止年月日

第 8 号様式（第 8 条関係）

（表面）

第 号

大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例

第 3 条第 2 項の立入調査員証

所 属

職 名

氏 名

生年月日

上記の者は、大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例第 3 条第 1 項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。

年 月 日発行

大田区長 （氏 名） 印

（裏面）

大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例（抜粋）

（立入調査等）

- 第 3 条 区長は、国家戦略特別区域法第 13 条第 9 項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、同条第 4 項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）の事務所又は国家戦略特別区域法施行令第 12 条第 1 号に規定する施設に立ち入り、当該認定事業者に係る法第 13 条第 4 項に規定する認定事業の実施状況について調査させ、又は関係人に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。